

# Q 小中一貫、連携校導人について

## A 北伊予校区で来年度から検討する



加藤 博徳 議員

**問** 小・中学校の子供たちが同じ学校で幅広く学ぶことができ、先生や保護者の負担も軽減され、中1ギャップの対策など、利点はたくさんあると思う。教育の町松前町にふさわしい学校づくりを松前町合併60周年の事業として検討しては。

**答**  
教育長

中学校になると学習環境の変化や学習内容の高度化などにより学習意欲や授業の理解度が低下したり、問題行動や不登校が増える中1ギャップが急増する。小中一貫校・連携校への取組みは、これらの対応策の一つとして、また、子供たちの可能性を引き出すことにつながる。

松前町においても十分効果が期待でき、児童・生徒、保護者の理解が得られると判断をしている。県教育委員会とも協議する事項もあるが、でき



北伊予中学校

小学校屋上から見える中学校

れば来年度から北伊予校区で検討する。

**問**  
① 入札業者の入札条件などは  
② 選定条件の作成部門・承認者は

町内業者が努力しても入札資格審査と称する形で門前払い状態である。町内業者は、公共事業をしなければランクアップの点数加算ができず、松前町の入札資格条件を満

たす点数にならない。町内業者の点数及びランクアップの方法は。

**答**  
① 参加条件を見直す  
② 副町長が委員長  
で最終町長が決定  
町長

① 一般競争入札も格付ランクBの町内業者が参加できるように、品質の確保を第一に考えた上で、参加できるように見直す。

② 松前町が発注する工事の一般競争入札は、副町長が委員長となり入札参加条件設定委員会が入札参加資格の条件を審議した後、最終決定をして公告をする。また、指名競争入札は、私(町長)が委員長となる入札参加業者選考委員会において、入札業者を選考要綱に基づいて入札案件1件ごとの設計金額に該当する等級により名簿登録業者から選考する。



**問** 町内業者・準町内業者・町外業者の判断基準は

**答** 町税の納税義務等を審査する  
町長

町内業者は、町内に本店または本社を有し、法人にあつては、松前町内に本店などの法人登記がなされ、当該法人に係る町税の納税義務を有している業者。

準町内業者は、建設業法による支店などがあり、かつ、町内にて当該法人に係る町税の納税義務を有するものである。更に、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と常時連絡がとれる体制になっていることが主な要件だ。これをもとに審査をして認定し、この認定基準に該当しない業者が町外業者である。

**問** その他の質問  
町内業者が、優先的に仕事ができる仕組みづくりは。  
**答** できるだけその方向性で努力する。

